

千葉県歯科医師認知症対応力向上研修実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者が受診する歯科医師に対し、認知症の人本人とその家族を支えるために必要な基本知識や、医療と介護の連携の重要性等を修得するための研修を実施することにより、認知症の疑いのある人に早期に気づき、かかりつけ医等と連携して対応するとともに、その後も認知症の人の状況に応じた歯科治療・口腔管理を適切に行い、認知症の人への支援体制構築の担い手となることを目的とする。

(事業の実施主体)

第2条 この事業の実施主体は千葉県とする。ただし、事業の一部を適切な事業運営が確保できると認められる関係団体等(以下「委託事業者」という。)に委託して実施することができるものとする。

(研修対象者)

第3条 この事業は、千葉市内で勤務(開業を含む)する歯科医師を対象とする。ただし、委託事業者と協議の上、千葉県内(千葉市を除く)で勤務(開業を含む)する歯科医師も対象とすることができる。

(研修内容)

第4条 研修内容は、別表に掲げる内容を標準とし、かかりつけ歯科医として必要な認知症の人に係る基礎知識・連携等の取得に資する内容とする。

(受講者の募集)

第5条 受講者の募集は、委託事業者において行うものとする。

(修了証書等の交付等)

第6条 市長は、研修修了者に対し別途定める修了証書(様式第1号)を交付する。
2 市長は、研修修了者について名簿(様式第2号)を作成し、管理する。

(補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、歯科医師認知症対応力向上研修に関し必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附則

この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する。
この要綱は、令和元年 7月 1日から施行する。
この要綱は、令和5年 4月 1日から施行する。
この要綱は、令和8年 4月 1日から施行する。

(別表)標準カリキュラム

	研修内容	時間
I かかりつけ歯科医の役割	<ul style="list-style-type: none">共生社会の実現を推進するための認知症基本法認知症施策かかりつけ歯科医(歯科医療機関)に期待される役割早期発見・早期対応の意義本人の視点を重視したアプローチ	30分
II 基本知識	<ul style="list-style-type: none">認知症の原因疾患(特徴と症例)認知症の診断・アセスメント認知症の治療(治療薬の基本的な知識等)	60分
III 歯科診療における実践	<ul style="list-style-type: none">認知症を疑う観察のポイント・初期の対応のポイント歯科診療を円滑に進めるためのマネジメント(連携・意思決定・訪問診療含む)歯科医療機関で起こる認知症に伴う行動・心理症状(BPSD)への対応本人・家族・介護者への対応歯科医療機関の管理者の役割	60分
IV 地域・生活における実践	<ul style="list-style-type: none">認知症ケア・支援の基本認知症の人の意思決定支援について認知症の医療・介護に関する施策・制度、地域の仕組み等地域・多職種連携	60分

(様式第1号)

第 号
修 了 証 書
氏 名 様
生年月日 年 月 日
あなたは、厚生労働省が定める歯科医師認知症対応力向上研修を修了したことを証します
年 月 日
千葉市長 ○○ ○○

(様式第2号)

修了証 番号	修了年月日	氏名 (生年月日)	所属		
			名称	住所	電話番号